附　則

（開発監理部の所掌事務の特例）

第三条　開発監理部は、第一条の二各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期　限	事　務
平成三十四年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務
（略）	（略）

2　（略）

（開発監理部開発計画課の所掌事務の特例）

第六条　開発監理部開発計画課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期　限	事　務
平成三十四年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務
（略）	（略）

（開発監理部開発調査課の所掌事務の特例）

第七条　開発監理部開発調査課は、第十七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期　限	事　務
平成三十四年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務
（略）	（略）

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十七号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十七条第三項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十三条第六項の規定に基づき、並びに同法及び海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）並びに同令を実施するため、地方運輸局組織規則及び海事代理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

地方運輸局組織規則及び海事代理士法施行規則の一部を改正する省令

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第一条　地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

附　則

（開発監理部の所掌事務の特例）

第三条　開発監理部は、第一条の二各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期　限	事　務
平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務
（略）	（略）

2　（略）

（開発監理部開発計画課の所掌事務の特例）

第六条　開発監理部開発計画課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期　限	事　務
平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務
（略）	（略）

（開発監理部開発調査課の所掌事務の特例）

第七条　開発監理部開発調査課は、第十七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期　限	事　務
平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務
（略）	（略）